受領　令和７年３月４日　９時37分	通告番号（９）1/2

令和７年３月４日

読谷村議会
議長　伊 波　　篤　殿

読谷村議会議員
城　間　真　弓　印

一 般 質 問 通 告 書

第 542 回読谷村議会定例会において次の事項の質問をしたいので、会議規則第 61 条第２項の規定により通告いたします。

質　問　要　旨	答弁を求める者
1　読谷村自治基本条例の観点からみた住民対応と、村づくりにおける姿勢を問う。 （１）昨年の 12 月議会で議案第 69 号損害賠償請求事件に係る和解及び損害賠償の額についての報告があったが、なぜ一人の住民が村を訴えるとい経緯に至ったのか。 （２）５年に一度の行政懇談会を終え、住民から５年に１度の開催はあまりにも回数が少なすぎるとの声があがったが、村として改善する方針はないのか。また、行政懇談会を終えての課題と、評価とは。 （３）住民が村長や副村長に直接会って話を聴いて欲しいと役場に申し出た場合、何を基準に村長や副村長に直接「会わせる」「会わせない」を決めているのか。 （４）今の村政運営において村の掲げる「住民が主役の村づくり」が実現できているか。	
2　誰もが安心して子育てのできる村づくりへ！子どもの権利を軸とした本村の子育て支援の現状と今後の取り組みについて。 （１）令和 7 年度における年齢ごとの待機児童の数と隠れ待機児童の総数は。 （２）待機児童の中で、障がいを抱えた子どもたちが保育入所に必要な基準指数の点数が高いにも関わらず、最初から断られたり、入所決定通知書後に入所を断られるケースも増えている。この現状をどう捉え、今後どのように対処していくのか。	

質　問　要　旨	答弁を求める者
（３）学校教育現場のあり方について。子どもの声を学校運営にどう反映させているか。 ア　学校校則や、学校のルールにおいて生徒へのアンケートや校則の一つひとつの根拠を説明したり、生徒と対話する場を設けているか。 イ　教育指導要領の改定により中学校の体育の授業にて男子と女子が一緒にプールに入ることを本村でも進められているが、学びの主体である当事者の子どもたちの声をきちんと聴いた上で授業を行っているのか。 （４）2022 年 6 月 15 日、日本に住む子どもたちの権利を守るために生まれた「こども基本法」が国会で成立された。その中では、こどもに関する政策を決める際、当事者らの意見を聴くことを国と地方自治体に義務付けている。村として、こどもの政策を決める際、こどもの意見を聴く環境をどのように構築し実現していくのか。	
３　ウェルビーイングな地域社会構築の実現に向け、村の具体的な施策とは。 （１）村長の市政方針より。 ア 村の考える新たな創造発展とは。また、村が掲げたウェルビーイングな地域社会を構築していく上で最も重要視していることは。 イ 新たな取り組みとして「こども家庭センター」の設置とあるが、これが設置されることにより子育て支援の環境がどのように変わるのか。 ウ 「読谷村の児童生徒の地域クラブ等活動応援基金」設立の経緯と内容とは。 エ 「戦後 80 年平和継承事業」にかける村の決意とは。	